

訴 状

平成30年5月23日

名古屋地方裁判所

御中

原告ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	寫	将	周
同	弁護士	伊	東	正	裕
同	弁護士	都	築	さ	やか
同	弁護士	籠	橋	隆	明

設楽ダム公金支出差止等請求事件

訴訟物の価額 金320万円 (貼用印紙額 金21,000円)

当 事 者 の 表 示

原告の表示 別紙原告目録の通り（松倉源造ほか161名）
名古屋市中区丸の内3丁目7番17号 〒460-0002（送達場所）
原告ら代理人 弁護士 在 間 正 史
電話：951-2818 FAX：951-2667
名古屋市中区丸の内3丁目7番27号 〒460-0002
同 弁護士 原 田 彰 好
名古屋市中村区則武1丁目10番6号 〒453-0014
同 弁護士 樽 井 直 樹
名古屋市北区平安2丁目1番10号 〒462-0819
同 弁護士 白 川 秀 之
名古屋市緑区乗鞍2丁目601番地13 〒458-0004
同 弁護士 濱 寫 将 周
愛知県豊橋市前田南町1丁目1番5号 〒440-0851
同 弁護士 伊 東 正 裕
愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1 〒440-0888
同 弁護士 都 築 さ や か
愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1 〒440-0888
同 弁護士 籠 橋 隆 明
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 〒460-8501
被 告 愛知県知事 大 村 秀 章
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 〒460-8501
同 愛知県公営企業管理者企業庁長 松 井 圭 介

請 求 の 趣 旨

- 1 被告愛知県知事が設楽ダムの水道用水に係るダム使用权の設定申請の取下をしないことが違法であることを確認する。
- 2 被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、設楽ダムの建設費用負担金のうちの水道用水に係る負担金の支出をしてはならない。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 設楽ダムについて

1 はじめに

設楽ダムは、特定多目的ダム法（以下「特ダム法」）9条1項に基づいて、国土交通大臣が、豊川水系豊川の河口から約70km上流の愛知県北設楽郡設楽町清崎（左岸）と同町松戸（右岸）の位置に建設しようとしているもので、流水の貯留を利用して水道用水の用に供することを目的の一つとする特定多目的ダムである（特ダム法2条1項）。

2 設楽ダムの諸元

設楽ダムの建設に関する基本計画（平成20年10月27日告示、平成28年9月20日一部変更告示）によれば、建設の目的、規模及び型式、貯水量、用途別のその配分及び取水量は、以下のようになっている（甲3）。

(1) 建設の目的

- ① 洪水調節
- ② 流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

- ③ かんがい
- ④ 水道

愛知県東三河地域の水道用水として新たに0.179m³/sの取水を可能とする。

(2) 規模及び型式

堤高：129.0m

型式：重力式コンクリートダム

(3) 貯留量、貯留量及び取水量の用途別配分

① 総貯水容量：9,800万m³

② 有効容量：9,200万m³

（堆砂：600万m³）

③ 貯留量及び取水量の用途別配分

洪水調節：1,900万m³

流水の正常な機能の維持：6,000万m³

新規利水：1,300万m³

水道用水：600万 m^3 （取水量0.179 m^3/s ）

農業用水：700万 m^3 （取水量0.339 m^3/s ）

(4) ダム使用権の設定予定者

愛知県（水道）

第2 設楽ダムの建設費用と費用負担

1 特定多目的ダムの目的別の費用負担の仕組み

(1) 特定多目的ダムの費用負担は、まず、用途（目的ともいう、以下「目的」という）別に費用負担額を決定する。特定多目的ダムにおいて、費用負担する目的は、水道、工業用水道、発電、かんがい、河川管理（治水関係）である。

河川管理（治水関係）には、洪水等による災害発生の予防又は軽減を目的とする洪水調節と流水の正常な機能の維持又は増進（以下「増進」を略し、「流水の正常な機能の維持」という）がある。流水正常機能維持流量は既得の水利流量と河川維持流量を合わせたものとされ、ダム貯水容量としては利水容量に含まれているものであるが、費用負担においては、河川管理（治水関係）に含まれている。

かんがいは、新規利水容量に含まれているが、費用負担においては、河川管理に含まれ、その費用の一部（特ダム法10条1項、同法施行令12条によって10分の1）を、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者が負担する。

(2) 建設費用の目的別の費用負担額は、分離費用身替わり妥当支出法（特ダム法7条、同法施行令第1条の2～第6条）に基づく費用割振り方法（コストアロケーションといわれている）によって決定される。

2 ダム使用権設定予定者

特定多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利を「ダム使用権」という（特ダム法2条2項）。ダム使用権の設定申請をした者で、特ダム法15条2項各号の要件を備える者が「ダム使用権設定予定者」である（特ダム法5条）。流水の貯留を利用して流水を特定用途に使用するには、ダム使用権と河川法23条による流水占用権（水利権）を有していなければならない（特ダム法3条）。

ダム使用権設定予定者は、建設費用につき、特ダム法7条1項により、当該使用権に係る目的についての分離費用身替わり妥当支出法によって求められた費用負担額を負担しなければならない。その費用負担額は、基本計画に定められる（特

ダム法4条2項5、6号)。

建設目的である愛知県東三河地域の上水道のために水道用水の供給をしているのは愛知県の愛知県水道用水供給事業であるので、愛知県が設楽ダムの水道に係るダム使用権設定申請をして、上記のようにダム使用権設定予定者となっている。そのため、愛知県は、設楽ダムの建設費用につき、特ダム法7条1項により、水道に係る目的についての費用負担額を負担しなければならない。

3 設楽ダムの建設費用と目的別費用負担額

設楽ダムの基本計画によれば、建設費用の概算額は約2,400億円とされ、各目的別の費用負担額(単位億円)は下表のとおりである(甲3)。

目的	目的別割合	同額	県負担割合	同負担額
河川管理 洪水調節 流水正常機能維持	0.777	1,865	0.30	559.5
水道用水	0.110	264	1.00	264.0
農業用水	0.113	271	0.27	73.2

愛知県はダム使用権設定申請してダム使用権設定予定者となっていて、水道用水の264億円を負担する(特ダム法7条1項)。これは、毎年度に当該年度分の支払いがなされる(特ダム法施行令9条1項)。

第3 設楽ダムからの水道用水の供給は必要がないものとなった

1 設楽ダムの水道用水の必要性の根拠(2005年愛知県需給想定調査)

愛知県は、2006年の豊川水系水資源開発基本計画(フルプラン)策定に際しての『豊川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票(都市用水)

愛知県(豊川水系)平成17年12月』(以下「愛知県の需給想定調査」という)において、水道用水(上水道)について、2015年を目標年とする需要量予測をし、これを開発水量による供給量ではなく、近年2/20渇水年の供給可能量(以下「近年2/20供給可能量」という)による供給量と比較し、需要想定量が供給量を上回ることになるので、新規に近年2/20供給可能量のための水源として設楽ダムの水道用水が必要であるとされた(甲4)。

愛知県需給想定調査では、上水道需要量は河川からの最大取水量によって表現されており、それは水道の給水事業者の日平均給水量からは、以下の計算によって求められている。

(日平均給水量/給水事業者利用量率)/86,400

=給水事業者平均取水量 m^3/s

給水事業者平均取水量 / (水資源開発施設利用量率) = 平均取水量 m^3/s

平均取水量 / 負荷率 = 最大取水量 m^3/s

負荷率 = 平均 / 最大

愛知県需給想定調査(甲4)では、豊川水系の上水道の需要量(最大量)は、基準年の2003年では取水量 $3.41 m^3/s$ (日給水量 $28.8万m^3$)であったものが、目標年の2015年には取水量 $4.42 m^3/s$ (日給水量 $33.9万m^3$)になると想定していた。これに対して、供給は、既存施設の供給能力(基準年2003年)は、開発水量は $5.217 m^3/s$ (日給水量は、水資源開発施設については給水事業者利用量率は実績 98.8% 、水資源開発施設利用量率は 95% (水路ロス率 5%)に基づいて $42.8万m^3$ となる)であるが、近年2/20供給可能量では $3.627 m^3/s$ (日給水量の換算率は上記と同じ方法に基づいて $30万m^3$ となる)であるので、設楽ダム(開発水量 $0.18 m^3/s$)からの供給が必要とされた。

2 実績により設楽ダムからの水道用水の供給は必要がないものとなった

豊川水系の上水道需要は基準年の2003年から減少を続けており(図1、甲6)、2015年に需要想定値にならないことは年々明らかになっていた。

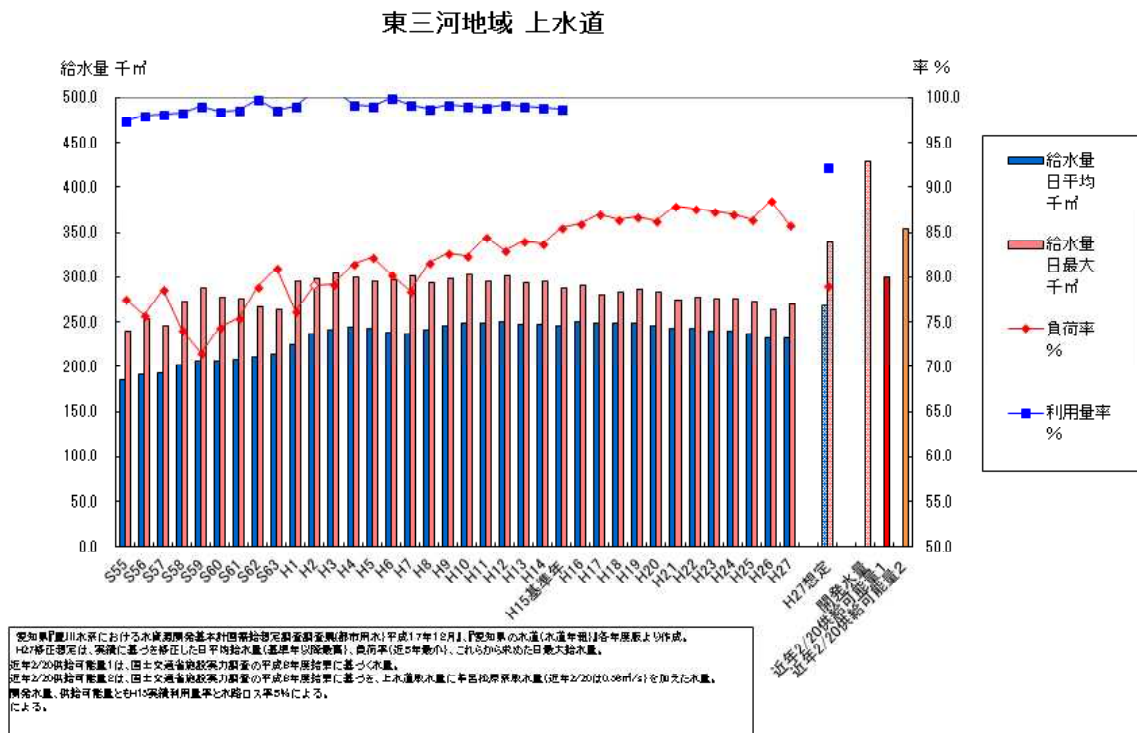


図1 豊川水系(東三河地域)の上水道の需給

この度、目標年の2015年が経過し、2017年3月に2015年度の『愛知県の水道 水道年報』が公表された。豊川水系の上水道の給水量（日最大）は27.0万 m^3 であった（甲5）。

目標年の2015年の実績によって、愛知県需給想定調査の想定した需要値にならず、かつ、設楽ダムのない既存施設で、開発水量はいうに及ばず、近年2/20供給可能量でも、需要に対して供給可能であることが確定した（図1）。設楽ダムからの水道用水の供給は必要がないものとなったのである。

さらに、豊川用水を水源とする工業用水道の取水は大野頭首工1.527 m^3/s と牟呂松原頭首工0.903 m^3/s であるが（甲7）、牟呂松原頭首工系は、浄水施設等の工業用水道事業の施設が全くなく、取水もされていない。したがって、工業用水のうち、牟呂松原頭首工の開発水量で0.903 m^3/s 、近年2/20供給可能量で0.56 m^3/s （日給水量は上記と同じ換算率に基づいて4.5万 m^3 ）が余剰であり、これを水道用水に利用することができる。この工業用水の余剰分を加えると、上水道の近年2/20供給可能量は34.5万 m^3 になり、水余りは一層激しくなる（図1、甲6）。

第4 事業からの撤退（ダム使用権設定申請の取下）

- 1 水資源開発施設である特定多目的ダムや独立行政法人水資源機構（以下「水機構」）の多目的ダムの建設事業に参加した水道若しくは工業用水道の事業者（以下「利水者」）が、事業参加後に需要減少等の事情の変化によりダムに貯留した流水を当該用に供しなくなることを「事業からの撤退」という。これは利水者の自らの判断によって自発的になされる。「事業からの撤退」は、特定多目的ダムでは、ダム使用権設定申請の取下として、建設負担金の還付に関して規定している特ダム法12条ですでに明規されていたが、水機構法のダムについても2003年制定の水機構法において具体化されて、費用負担に関する清算規定が定められた。特定多目的ダムについても、2004年2月に特ダム法施行令が改正され、ダム使用権設定申請の取下を「事業からの撤退」とし、事業からの撤退者（ダム使用権設定申請の取下者）の費用負担について特ダム法施行令1条の2第2項で定められた。

ダム使用権設定申請はダム使用権という権利の取得のための申請であるから、ダム使用権設定申請者は、自由に自らの判断で、その取下げをできるのは当然ことである。ダム使用権設定予定者がダム使用権設定申請を取り下げたときは、当該事業から撤退することとなり（特ダム法施行令1条の2第2項参照）、建設事業

費の清算が行われ、以後の費用負担金の納付義務がなくなるうえ、納付した費用負担金も返還される（特ダム法12条）。

- 2 上記第3のように、設楽ダムの水道用水が必要でなくなった以上、愛知県が設楽ダム建設事業に参加する必要性はなくなり、参加し続けて費用負担金を支払い続けることは、必要のない事業のため公金を支出し、貴重な県有財産を失うことになる。

愛知県は、直ちに、設楽ダム建設事業から撤退し、設楽ダムの水道用水に係るダム使用权設定申請を取り下げて、以後の費用負担金の納付義務をなくさなければならぬ。

第5 ダム使用权設定申請の取下をしないことの違法

- 1 必要性のない施設建設事業について費用負担の義務を負い、その支出をすることは、地方財政法4条1項の「地方公共団体の経費は当該目的を達成するために必要かつ最少限度を超えて支出してはならない」との規定（経費の必要最少限度の原則）、および地方自治法2条14項の「地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定（最少経費による最大効果の原則）、に違反する違法なものであり、かつ予算執行の適正確保の見地から看過できない違法なものである。

したがって、愛知県は設楽ダムの水道用水に係るダム使用权設定申請を取り下げて、以後の費用負担金の納付義務をなくさなければならず、これをしないことは上記財務会計法規に違反する違法なものである。また、その支出をすることは上記財務会計法規に違反する違法なものである。

- 2 愛知県水道用水供給事業は地方公営企業法に基づく地方公営企業である。愛知県においては、その管理者は被告愛知県公営企業管理者企業庁長（以下「企業庁長」という）となっている。

地方公営企業の管理者は、地方公営企業法8条1項1～4号に規定される事項を除く事項について当該地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する（地方公営企業法8条1項）。地方公営企業の業務執行のうち、費用負担金の支払いは出納その他の会計事務であり、その事務は管理者が担任している（同法9条11号）。

当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分を受けることについては、管理者の担任する事務は当該処分が地方支分部局の長又は地方公共団体の長の権限に属するものであるが（同法9条14号、地方公営企業法施行令8条の3）。

ダム使用権の設定は国土交通大臣がする特許処分であるので、管理者の担任外であり、知事の担当事務である。したがって、ダム使用権の設定の申請を取り下げることが知事の担当事務である。

- 3 上記のように、2017年3月に設楽ダムからの水道水の供給は必要がなくなった。愛知県は、設楽ダムの水道水のダム使用権設定申請を取り下げてその費用負担義務を負わないようにし、またその支出をすべきでない。

しかし、未だに、被告愛知県知事はその取下をしていない。これは、上記のとおり、上記財務会計法規に違反する違法なものである。また、被告企業庁長がその支出をすることは、上記のとおり上記財務会計法規に違反する違法なものである。

第6 住民監査請求と本訴提起

原告らは、上記の違法を理由として、①被告愛知県知事が設楽ダムの水道水に係るダム使用権の設定申請の取下をしないことの違法の確認、②被告企業庁長が設楽ダムに係る水道水の費用負担金の支出をすることの差止を請求内容に含む住民監査請求を地方自治法242条1項に基づいて愛知県監査委員に対してなしたが（甲1の1～3）、却下されたので（甲2の1～3）、請求の趣旨の通りの判決を求めるため本訴を提起する。

立 証 方 法

- 甲1の1 住民監査請求書（平成30年3月14日）抜粋
甲1の2の1 住民監査請求書（平成30年3月30日）抜粋
甲1の2の2 住民票
甲1の3 住民監査請求書（平成30年4月23日）抜粋
甲2の1 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について（通知）
平成30年4月23日
甲2の2 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について（通知）
平成30年4月23日
甲2の3 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について（通知）
平成30年5月8日
甲3 設楽ダムの建設に関する基本計画（平成28年9月20日告示）
甲4 『豊川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票（都市用水）
愛知県（豊川水系）平成17年12月』 抜粋

- 甲5 愛知県の水道（水道年報）平成29年3月16日 抜粋
甲6 東三河上水道 図表
甲7 豊川水系フルプラン施設実力調査（現況施設） 抜粋
その他、口頭弁論で必要に応じて提出する。

附 属 書 類

- 1 甲各号証写し 各3通
- 2 訴訟委任状 162通